

一般質問通告書

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 6 年 5 月 12 日

質問者 真鶴町議会議員 3 番 村田 知章

真鶴町議会議長 田 中 俊 一 殿

答弁を求める者	町 長
---------	-----

表 題	高齢者にやさしい町づくりについて
<p>3月定例会において、敬老祝金を削減する議案の「真鶴町敬老祝金条例の一部改正」で、高齢者にやさしくないのではないかというご意見に、私としてもばらまきをするのではなく、高齢者の暮らしやすい社会づくりのための施策を期待するという意見を具申させていただき、私は賛成させていただきました。</p> <p>町として、高齢者にやさしい施策を考えているかどうかを具体的にうかがいます。</p> <p>例を上げると、町長が公約に掲げている無料バスによって、高齢者が歩くことをサポートする取り組みなどです。</p> <p>また、高齢になり、ゴミ出しが困難になるという声も聞かれます。ゴミ回収ルートの見直しやゴミ回収車の小型化などで、これまで回収できなかった地区をきめ細かく回るような高齢者にやさしい取り組みなどがあると、思います。</p>	

一般質問通告書

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 6 年 5 月 12 日

質問者 真鶴町議会議員 3 番 村田 知章

真鶴町議会議長 田 中 俊 一 殿

答弁を求める者	町 長
---------	-----

表 題	津波避難経路の確保について
<p>災害は忘れたころにやってくると言われるように、常に危機意識を持ち、有事に備える必要があると考えます。</p>	
<p>真鶴町は、高台に恵まれているので、津波が来ても比較的、避難できる場所が身近にある町だと思います。ですが、目の前に高台があっても、そこに登って逃げるためのエスケープルートが極端に少ないように思います。</p>	
<p>具体的に言えば、真鶴港から貴船神社までの間には、魚座やしとどの窟をはじめとした観光客が多く集まる場所があります。飲食店も多いです。ハザードマップでは10～20メートルの津波が予想されているエリアです。また、貴船神社から琴ヶ浜を抜けてお林の手前までも同じです。この区間には、目の前に高台があっても直接逃げるためのルートがありません。</p>	
<p>津波到達予想では、地震発生から最速で数分と言われています。目の前にせっかく高台があっても、逃げるルートが必要です。</p>	
<p>東日本大震災の後に、磯崎の漁港管理事務所の奥に避難ルートも作られました。また、まだまだ必要な場所に十分に整備されていないと思います。</p>	
<p>今後、町として津波の避難ルートを整備する考えはあるかどうかをうかがいます。</p>	

一般質問通告書

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 6 年 5 月 12 日

質問者 真鶴町議会議員 3 番 村田 知章

真鶴町議会議長 田 中 俊 一 殿

答弁を求める者	教育長
---------	-----

表 題	文化財の保護について
<p>如来寺跡は真鶴町に残る貴重な町指定文化財でもあります。以前より、危険ということで立ち入りを制限していますが、安全対策はいつ施されて、以前のような一般公開はいつになるのでしょうか、うかがいます。</p> <p>また町指定文化財として指定されていませんが、内袋観音という素晴らしい摩崖仏も、危険ということでそのまま放置された状態が続いています。今後、どのようにしていくのでしょうか。</p> <p>その他にも岩肌に掘られたロックチャペルもあり、放置しておけば、風化してしまうことでしょう。</p> <p>内袋観音やロックチャペルのようなものも、歴史的な価値があると私は思っています。</p> <p>この他にも、縄文遺跡、弥生遺跡、古墳などの出土品は保管されて、ときどき町民センターにて展示されていますが、現地の保護はどのようになっているのでしょうか。</p> <p>今後、それらの文化財や価値あるものを、どのように保護していくのかをうかがいます。</p>	

に対する力量、理解度がなければ事業成功は難しいと考えるが、体制、
研修計画など含めその点について町長はどのように考えるか

以上

一般質問通告書

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 6 年 5 月 13 日

質問者 真鶴町議会議員 2 番 加藤 龍

真鶴町議会議長 田 中 俊 一 殿

答弁を求める者	選挙管理委員会委員長
---------	------------

表 題	公職選挙における投票率の公表及び選挙啓発について
<p>真鶴町におきまして、公職選挙が行われる都度、開票結果と同時に男女別の投票率を確定投票結果として公表しています。</p> <p>その中で以下を問います。</p> <ol style="list-style-type: none">確定投票率の様式、及び確定投票率公表そのものの法的根拠県内他町村では「男女別」ではなく「年代別」の情報も含んだ投票率の公開を行なっている場合もあるが真鶴町ではなぜ「男女別」のみなのかまた、選挙に関わる真鶴町が行なっている啓発活動について、その内容をお教えてください。 <p>以上</p>	

一般質問通告書

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 6 年 5 月 12 日

質問者 真鶴町議会議員 5 番 天野 雅樹

真鶴町議会議長 田 中 俊 一 殿

答弁を求める者	町 長
---------	-----

表 題	貴船まつりについて
<p>昨年、令和 5 年度開催された貴船まつりは平成 29 年度以来 6 年ぶり、令和 2 年度及び令和 3 年度の「東西小早船の令和の大改修」以降初となる、「東西小早船の水浮け」「東西櫂伝馬の水浮け」が実施されました。</p> <p>しかし残念ながら祭のハイライトである「東西小早船」及び「神輿船」「はやし船」等による「海上渡御」は実施を見送り、県道 739 号線経由の陸路による渡御が実施されました。櫂伝馬の漕ぎ手不足、小早船、神輿船、はやし船、櫂伝馬等、船の係留や渡御の際のロープワークを行う人手不足などが理由とされました。約 330 年前に創始され平成 8 年には国の重要無形民俗文化財に指定され広島県の厳島神社で実施される管絃祭、宮城県の鹽竈神社・志波彦神社で実施される塩竈みなと祭とあわせ「日本三大船祭り」とされていて、真鶴町の最大のイベントである「貴船まつり」の今後の実施方法、ひいては祭りの存続において懸念しています。</p> <p>そこで町長に次の点を伺います。</p> <p>今後、これまでの様に「海上渡御」を実施するために必要な人員の確保をどのように行いますか。</p> <p>現在囃子保存会では東西はやし船のうち西はやし船しかなく、東はやし船は老朽化が激しく廃棄してしまい一槽足りない状態です。現在使われて</p>	

いる西はやし船も老朽化が進み、海上渡御に耐えられるように修理を繰り返し使用している状況です。この状況をどのように改善しますか。

東西小早船は令和の大改修を令和2年度、3年度にかけて実施しました。小早船保存会は会員の減少と高齢化により毎年行われる船の装飾の飾りつけや等の作業も大変で、組立解体の際に装飾品の破損も懸念されています。対策をどのように考えていますか。

一般質問通告書

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 6 年 5 月 13 日

質問者 真鶴町議会議員 1 番 山崎 佳奈

真鶴町議会議長 田 中 俊 一 殿

答弁を求める者	町 長
---------	-----

表 題	お林への車両通行規制について
<p>真鶴半島先端部の照葉樹の森、通称「お林」は魚つき保安林、県立自然公園、県天然記念物などさまざまな保護の対象になっており、さらに「真鶴岬と三ツ石」は、かながわの景勝地 50 選にも選ばれ、三ツ石海岸は初日の出の名所として有名になっています。</p> <p>毎年、元旦には初日の出を見に多くの方が出かけ、お林は大渋滞となります。この問題には、歴代の町長も頭を悩ませてきたと聞きました。</p> <p>しかし、たった 1 日のことだからと、目を瞑っていて良いのでしょうか。私は今年初めて、その状況を見に行きました。</p> <p>近隣の駐車場はどこも満車、多くの違法駐車のため全く進めない状況に痺れを切らしたドライバーが無理な方向転換の末脱輪し、大切に守られている樹木をが傷ついているのを見ました。</p> <p>私たち町民にとって、寛ぎの場であり、町のシンボリックな存在、そして町の財産である「お林」を守るために、積極的な行動を起こす必要があるのではないのでしょうか。</p>	

一般質問通告書

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 6 年 5 月 13 日

質問者 真鶴町議会議員 4 番 黒岩 範子

真鶴町議会議長 田 中 俊 一 殿

答弁を求める者	町 長
---------	-----

表 題	メイヤー・タウンマネージャーについて
<p>小林町長は令和 5 年 1 1 月 3 0 日の所信表明においてメイヤー・タウンマネージャーについて以下のように説明しています。</p>	
<p>『実は、欧米では「町長」が 2 人いることが一般的です。名誉職としてのメイヤーと実務家としてのタウンマネージャーです。そして、議長がメイヤーを務める場合が多くなっています。これにならって、真鶴町においては私の任期中は議長にメイヤー役をお願いしていききたいと思います。各種式典での祝辞など儀礼的な職務は議長にお任せし、私はタウンマネージャーとして町役場の立て直しと政策反映といった実務に専念していきたくと考えています。』以下質問します。</p>	
<p>① 「各種式典の祝辞など儀礼的な職務は議長にお任せし」となっています。町民団体の祝辞などにも町長または副町長が出席されている時があるとも聞きますが、どのような線引きがあるのでしょうか。</p>	
<p>② 従来のように、町宛てに来たものは町長または副町長対応、議会宛てに来たものは議長または副議長もしくは議員対応に戻せないでしょうか。</p>	

